

# 苫前町障害者活躍推進計画

(令和3年3月)

## 1 趣旨

苫前町においては令和2年に行った障害者任免状況通報にて、障害者の退職に伴い実雇用率が0%となっており、法定雇用率2.5%を下回る結果となった。今後、実雇用率を上回るためにも障害者が働きやすい環境を整備していくことを目的とし、「苫前町障害者活躍推進計画」を策定する。

## 2 計画の対象

苫前町

## 3 計画の概要

### (1) 計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

### (2) 採用に関する目標

各年度：当該年6月1日時点の法定雇用率以上

（参考）

基準年月日	実雇用率	法定雇用率
令和2年6月1日	0%	2.5%
平成31年6月1日	2.61%	2.5%
平成30年6月1日	3.33%	2.5%
平成29年6月1日	3.51%	2.3%
平成28年6月1日	3.39%	2.3%

### (3) 定着に関する目標

なし

※現時点で障害者雇用なし

## 4 目標を達成するための取組内容

### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として総務財政課長を選任する。

○障害者雇用推進者、総務財政課総務係職員及び障害者が所属する部署の職員により、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を原則として年1回以上行う。

○組織内の人的サポート体制を整備することに加え、内容に応じた相談先を確保した上、それらの相談先を障害者に周知する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

年に1回以上、新規採用や部署異動等があった障害者に定期的な面談などにより、業務業務が適切にマッチングしているか点検し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○新規採用の障害者には、定期的に面談面談し、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

○各種休暇の取得を促進する。

○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

○在職中に疾病・事故等により障害者となった中途障害者については、円滑、円滑な職場復帰のために必要な職務選定や通院への配慮、働き方等の取組を行う。